

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	地域や企業の防災力 備えを強化する
施策	防災教育 啓発の推進
時間軸	備えの段階から地震発生時
内容	<p>南海地震から身を守るためには、事前の主体的な備えとともに地震発生時における正しい行動をその場の状況に応じて判断できるよう自らの身の安全は自らが守る「人づくり」が必要である。</p> <p>防災関係者をはじめ、すべての県民が、地震・津波に関する正しい知識と行動を身につけるためには防災教育や啓発を推進することが重要であり、学校、家庭、地域、職場等多様な主体の中で連携しながら、息の長い取組が進められていく必要がある。</p> <p>(高知県地域防災計画一般対策編第2章第1節) 一般企業の防災研修等については、次の施策テーマに記載</p>
実施主体、県の役割等	<p>防災関係者の研修 (高知県地域防災計画震災対策編第2編第1章第2節) 防災関係機関は、職員を対象とし、地震・津波に関する研修を毎年実施する。</p> <p>防災教育の実施 (高知県地域防災計画震災対策編第5編第3章) 県、県教育委員会、市町村、消防本部等、市町村教育委員会は、南海地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取組を家庭、地域へと広げていく。</p> <p>防災に関する広報の実施 (高知県地域防災計画震災対策編第2編第1章第2節) 防災関係機関は、自ら実施する取組や住民意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施する。報道機関等と連携をしながら、様々な工夫を加え、意識向上に結びつく広報を実施する。</p>
法体系	法令上の規定はない。
取り組み状況	<p>県民への情報提供 南海地震に備える県民啓発用小冊子の全戸配布、南海地震ホームページの作成、南海地震情報コーナーの設置を平成16年度に行った。津波浸水予測図等、各種の調査報告書は、ホームページや情報コーナーで閲覧することができる。また、県の広報誌の「南海地震に備えちよき！」コーナーにおける啓発、シンポジウム等の開催もしている。</p> <p>教育現場における防災教育 平成15年度から平成17年度まで、県内33の小・中学校を防災教育モデル校に指定し、防災教育事業を行った。平成18年度に、幼・保、小、中、高、盲・聾・養護学校の全校種向けの「土佐の防災学習プログラム」を作成し、防災教育普及の担い手となる教職員等を対象に、子どもたちの防災力の向上、学校・園の危機管理能力・防災力の向上を図るための「防災教育研修会」も県内3ブロックで開催している。</p> <p>各学校における防災教育の実施率は公立小学校93.4%、中学校76.0%、高等学校69.5%、公・私立盲聾養護学校100%、私国立小・中・高等学校66.7% (平成17年度)</p> <p>地域における防災学習 自主防災組織の活動の一環として、地域の危険を知るための防災学習会が開かれ、防災マップづくりや津波避難計画の作成がされ、訓練につなげている。</p> <p>起震車による巡回啓発 防災学習センターの構想 防災教育などの効果を持続させ、高め、補完する機能が必要なことから、展示や疑似体験などを通じて、正しい知識や判断力を養い、備えの行動を支援する役割を担う防災学習センターの基本構想を策定している。防災学習センターの建設に向けては、今後、構想をもとに庁内で議論を深めていく必要がある。</p>

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、学校等によって、南海地震に対する危機意識の温度差がみられ、そのため、学習や研修会に取り組む意欲や姿勢に差が見うけられる。 ・学校、家庭、地域が一体となった防災への取組を推進するための体制づくりが重要である。 ・無関心層をどう減らすか、啓発を具体的な備えの行動にどうつなげるか。 ・啓発の担い手の拡大・育成
その他	<p>県民の知識 (4県(三重県・和歌山県・徳島県・高知県)地震・津波県民意識調査から) 強い揺れがどれくらい継続すると思うかという問いへの正解率は1割。強い揺れが長時間続くという意味で1分以上を正解としても、正解率は3割にとどまる。まったく予想がつかない」と揺れのイメージがつかめない人が3人に1人いる。 大きな津波が来る前には、必ず海の水が引くと誤解している県民が77%いる。</p> <p>啓発に効果的なメディア 効果的だとする順は、テレビ(97.5%)、新聞(68.3%)、県や市町村の広報誌(29.6%)、ラジオ(27.1%)、家族から(13.8%)、友人・知人から(13.1%)、インターネット(8.6%)、町内会・自治会を通じて(7.4%)、消防署・消防団を通じて(4.7%)。インターネットや家族・知人・友人といったプライベートな関係からの入手は、20歳代の若い人に多い。ラジオ・新聞は、40歳代以上、雑誌・県や市町村の広報誌は50歳代以上、町内会・自治会や消防署・消防団から入手している人は60歳代以上。対象者毎に有効なメディアが、ある程度、限定されている。</p>